

山口大学大学院医学系研究科における研究指導計画に係る申し合わせ

山口大学大学院医学系研究科の学生に対して、山口大学大学院学則第15条の2及び山口大学大学院医学系研究科規則第7条2に基づく研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書（以下、「指導計画書」という。）について、次のとおり定める。

1. 計画書の様式は、別紙のとおりとする。
2. 研究科での研究活動を主として指導する指導大学教育教員（以下、「指導教員」という。）は、原則として入学年度の4月末日（10月入学の場合は10月末日）までに、課程修了までの研究指導計画について、指導する大学院学生（以下、「学生」という。）ごとに指導計画書を作成する。
3. 指導教員は、指導計画書を以下の手順で作成する。
 - 一 指導教員は、学生と十分な打ち合わせ等を行い、指導計画書を作成する。
 - 二 指導教員は、作成した指導計画書の写しを学生に渡し学務課大学院教務係に提出するとともに、原本を保管する。
4. 指導教員は、研究の進捗状況等に応じて、学生との十分な打ち合わせ等を経て、指導計画書を変更することができる。この場合、変更後の指導計画書の写しを学生に渡し学務課大学院教務係に提出する。
5. 指導計画書の原本は、各教員において5年保管することとする。

附 則

1. この規則は、令和3年4月1日から施行する。